

| 避難確保計画対象施設の見直しの概要 | |
|-------------------|--|
| 経過 | 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。これを受けて、 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設</u> の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が <u>義務</u> となりました。 |
| 主旨 | 危険区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しが必要であるため、滋賀県地先の安全度マップ更新並びに土砂災害（特別）警戒区域の追加に伴い、対象施設を見直しました。 |
| 根拠法令 | 水防法第15条の3、土砂法第8条 |
| 対象施設 | 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。 |
| 対象施設数 | 30施設→135施設 急傾斜33施設 土石流18施設 浸水84施設 ※危険区域が重複するため延べ数 |
| 対象となる災害 | 水害、土砂災害 |
| 計画に記載すべき内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制（注意体制、警戒体制、非常体制等） ・避難場所、避難経路、避難誘導方法 ・避難確保を図るための施設整備（資器材等） ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務（自衛水防組織を置く場合に限る） |
| 計画の取扱い | 市町村への報告義務あり |